

発行 東京中小企業家同友会

# 中小企業のための 節電対策簡易マニュアル

(一般オフィス、小口需要家向け

Ver.1.1

節電自主行動計画作成の手引き)



自社の経営指針実践と省エネルギー化の好機として

各社で節電行動計画を策定し実行しましょう！

## 中小企業のための節電マニュアル刊行によせて

### ～ 自社の経営指針実践と省エネルギー化の好機として取り組みを～

東日本大震災の影響により供給電力が低下しており、夏季の消費電力が不足することが予想されています。国民が職場と家庭の両方で安定した社会生活を営むためにも、東京の事業所の大半を占める私達、中小企業が率先して節電に協力していく必要があります。また、今回の取り組みを自社の経営計画づくりや全社一丸の経営づくりの一環として位置づけ、自社の省エネルギー化を推進する好機ととらえて前向きに取り組んでまいりましょう。

今回、経済産業省中小企業庁とも相談、連携をはかりながらも、各社の節電行動計画を作成する一つの参考として、節電対策簡易マニュアルを作成しました。あくまで簡易のマニュアルであり、改善すべき点は多々あろうかと存じますが、各社で節電を考える第一歩として活用いただけましたら幸いに存じます。

東京中小企業家同友会 代表理事 藤田明男

発行 2011年 5月2日

### 目次

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 1、節電アクションの5つのステップ           | P 1 ~ 6   |
| 2、生産設備（低圧電力利用者向け）節電のポイントと事例 | P 7 ~ 8   |
| 3、相談しよう、活用しよう、まとめ           | P 9       |
| 4、節電行動計画策定企業 認証ステッカー申し込み用紙  | P 10      |
| 5、資料編 節電行動計画表の記入例・助成金補助金の一覧 | P 11 ~ 22 |

# 節電対策マニュアル Ver1.1 の公開について

2011/06/21

東京中小企業家同友会

東京中小企業家同友会作成の「節電対策マニュアル」をご利用いただきありがとうございます。このたび、マニュアルを更新いたしました。ぜひご活用いただき、よい会社作りにお役立ていただければ幸いです。

更新の際には、全体的にわかり易い表現を心がけました。また、内容の重複する部分について整理しました。また、情勢の変化にともない、記載する内容を変更しました。さらに、事務局にお寄せいただいたみなさまからのご意見やご指摘などを反映しました。

## 節電対策マニュアル Ver1.0 からの変更点

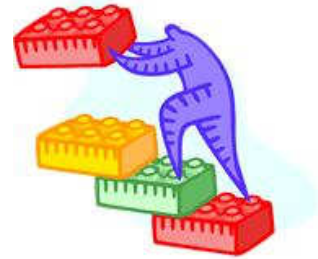
- ・ 電力事情が変わったことを踏まえ、改めて節電対策の必要性を記述しました。
- ・ 事務所（一般オフィス）の電力使用量について表を引用しました。
- ・ 耳より情報にて ESCO（エスコ）事業の概要について追記しました。
- ・ [ 4 . 節電行動計画を建てよう ] の論点を整理しました。消費電力量の変動要因を次の 3 点とし、表現を明確にしました。（電気機器の消費）電力量、稼働時間 稼働台数
- ・ [ 事業所（通常オフィス）での参考事例 ] に 2 点事例を追加しました。  
[ オフピーク操業の検討について ][ 電気の利用契約を見直す ]
- ・ 作業シート [ 電力消費のピークと自社の作業メニューの対比表 ] を見直しました。
  - 作業工程チェック表のマスを 2 時間ごとに区切りました。
  - 上部の表 [ 一日の電気の使われ方 ] について、東京電力のデータをもとに作成しなおしました。（Ver1.0 では日本国内の最大電力発生日における一日の電気の使われ方）
- ・ 中小企業庁「震災・電力需給対策に係る中小機構の高度化貸付の拡充措置」について、追記しました。

以上

# 1. 節電アクションの5つステップ

本マニュアルでは節電行動計画を大きく下記の5つのステップにわけて作成します。

- ステップ1、電力消費の現状を理解する。
- ステップ2、社員と共に考え、社員の知恵を集めよう。
- ステップ3、自社の消費電力を把握する。
- ステップ4、節電行動計画を立てよう。
- ステップ5、節電の実施と検証と改善⇒ステップ2へ



## ステップ1. 電力消費の現状を理解する。

### 1. 今年の夏の電力不足による節電対策

東日本大震災の影響により、東京電力の発電供給電力が低下し、同電力管内の夏季電力が不足する事態となっています。また、原子力発電所の稼働停止などの影響もあり、今後数年間にわたり電力供給が間に合わないというリスクを抱えることになりました。現在計画停電については原則行わないこととなっていますが、その前提となるのは電気使用量の15%削減の努力となっています。

経済産業省及び東京都、東京電力や各経済団体などでも夏季の節電に向けての指針が公開されています。中小企業においてはほとんどが小口需要家（契約電力500kWh未満）という分類に属し、削減義務はないものの、ピーク時の電力使用量15%の削減目標を果たすため自主行動計画を策定、実践することが求められています。

### 2. 電力不足が一番大きい時間はいつか

『電気事業法第27条に基づく使用制限の発動について』（平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定）に基づく使用制限がかかる時間帯は9時から20時となっています。この時間帯に電力の使用を抑えることが電力不足を起こさないことにつながります。

経済産業省 『電気事業法第27条に基づく使用制限の発動について』

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

東京電力 電力の使用状況グラフ <http://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html>

### 3. 事務所は何に電力を使っているのか

オフィスの消費電力の内訳は一般に照明40%、コンセント32%、空調28%です。コンセントには、事務機やパソコンの消費が含まれます。

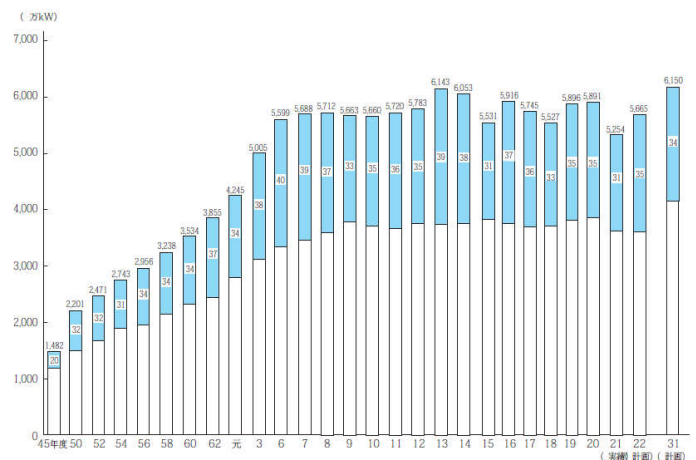
[http://www.eccj.or.jp/office\\_bldg/img/office2.pdf](http://www.eccj.or.jp/office_bldg/img/office2.pdf)

特に空調については外気温や室内の発熱物にも左右されるため夏季は11時から14時頃の使用量がとくに増加します。

最大電力（送電端）に占める冷房等夏期需要

（推定値）東京電力

最大電力（送電端）に占める冷房等夏期需要（推定値）



(注) 1. 送電端8月最大3日平均。

(ただし、昭和54、56、62、平成3、8~10、13、16、21年度は7月分、昭和60、平成4、15年度は9月分)

2. 冷房等夏期需要、数値は最大電力全体に占める構成比 (%)。

## ステップ2. 社員と共に考え、社員の知恵を集めよう。

節電の効果的な実施には、社員全員が節電の内容をよく理解することが肝要です。現場を良く知り、実行するのは社員ですから、社員全員が中身を理解し納得しない限り実現ができません。また、マニュアルを元に社内で勉強会を実施し、社員が主体となって自発的な提案が出るように進めるとより効果的です。(小グループに分かれてグループ討議を行なうとアイデアも深まり理念が共有されます)社内での勉強会を通じて、「機材の利用に無駄がないか?」「作業手順を見直すことはできないか?」「代替の方法はないか?」など、現場に眠っている気づきを吸い上げることが大切です。「やらされているだけのケチケチ運動」ではなく、「自主的に行う節電計画の実施運動」へと高めることができます。

### 耳寄り情報1 自社の経営指針に節電を

節電は、電力のムダをなくし、効率的に使用することです。換言すれば、費用をより少なくすることにあります。また、貴社が世の中に節電できる製品やサービスを開発・販売すれば、企業の発展にもつながりと雇用の拡大にも貢献できます。

そして、これら2つの点「費用の圧縮」、「新製品開発」は、節電を経営指針に織り込むことでより具体的に実現できます。省エネをこの夏だけの取り組みに終わらせずに「どのような会社を目指すのか」という自社の経営指針のなかに取り入れましょう。(経営指針について詳しくは「経営指針の作成の手引」発行：中小企業家同友会 を参照)

## ステップ3. 自社の消費電力を把握する。

電力の節約や効率的な使用を考える場合、どのくらい電力を使っているかを捉えることから始めるのも一つの方法です。具体的に説明します。

### 1、一般に消費電力量とは?

電気の量を電力量といいます。次の計算式で計算できます。

$$\text{電力量 (Wh)} = \text{電力 (W)} \times \text{時間 (時)}$$

単位はワット時 (Wh) キロワット時 (kWh)  $1000\text{Wh} = 1\text{kWh}$

たとえば100Wの照明を8時間つけたとします

一日の消費電力量は  $100\text{W} \times 8\text{時間} = 800\text{Wh}$

これを事業所で毎月20日間 使用すると  $800\text{Wh} \times 20\text{日} = 16000\text{Wh}$ 、つまり毎月16kWhの電力量という事になります。

**消費電力量を削減するためには、大きくは 消費電力を小さくすること 稼働時間を削減すること。この2つがカギとなります。**

### 耳より情報2 昨年、自社ではどのくらい電力を使っていたのかを知りたい

電気料金は記録していても、電力使用量は記録されていないところが多いと思います。その場合は過去の検針票をご確認ください。また、東京電力の URL から直接問い合わせることができます

東京電力 <https://www30.tepco.co.jp/dv02s/dfw/shapeup/DV02A012/DV02AETOP.jsp>

## 2、事業所で用いている電気機器の消費電力を把握する

照明や電機製品の消費電力はカタログなどからわかります。インターネットを利用して商品の名称や型番、メーカー名などをもとに検索すると、メーカーの提供するスペック情報から稼働時の消費電力や待機時の電力消費など把握することができます。またワットチェッカーなどの機材でも簡単に調べる事ができます。（※節電行動計画表 記入例 参照）

主なオフィス機器の消費電力の一例（あくまで目安値です）

機器名	稼働時	待機時
デスクトップパソコン	163W	
ノート型パソコン	60W	
プリンター（モノクロ）	500W	25W
プリンター（カラー）	1000W	25W
コピー機	800W	60W
FAX	1000W	—
扇風機	強40W	弱20W



## 3、事業所で用いている電気製品の数と稼働時間を把握する。

使用している電気機器の消費電力がわかったら、使用している数量と稼働時間を確認していきます。（待機電力についても確認のこと）巻末の節電行動計画（表1～表3）に数値を記入していくと簡単に自社のおおまかな消費電力を計算することができます。（このエクセルシートは東京中小企業家同友会のホームページ（<http://www.tokyo.doyu.jp/>）よりダウンロードできます）

なお、記入していく数値は最も電力使用量の多い夏期を想定して記入いただくと有効な節電計画を立案することに役立ちます。

## 4、エアコンなどの消費電力を把握するには

テナントなどで利用される業務用エアコンの消費電力の把握については、床面積、冷房効率、外気温、室内の発熱する装置から発生する熱量などによって左右され、複雑な計算式が必要となります。（詳しくは財団法人省エネルギーセンターの情報を参照）

そこで今回のマニュアルでは業務用エアコンの平均値による下記概算値をもとに算出させていただきます。表2-2 表3-2には「台数」の欄に「坪数」をいれて計算してください。

種別	坪数	消費電力量
一般事務所	1	450Wh
一般商店	1	600Wh
喫茶店	1	860Wh
飲食店など	1	1000Wh
		上記 24℃ 設定時



## ステップ4、節電行動計画を立てよう

### 1、節電行動計画をたてるために（※節電行動計画表 表3-1 参照）

これまでのステップで明らかになった、対策前の使用電力量や現場の気づきをもとに計画を策定します。節電行動計画シートを利用し、自社の消費電力の内訳をもとに節電のポイントを検討します。「節電対策後の使用電力」の欄に計画の数字を入力していきます。**①電力量 ②稼働時間 ③稼働台数**の3つを減らすことが電力使用量の削減につながります。

電力量の削減には、出力設定の変更やエネルギー効率の良い機材への変更、エネルギー効率を下げる外部要因（直射日光や発熱する機器の隣接、換気など）への対策などがあります。稼働時間の削減には、機材のON・OFFの徹底。アイドル時間の短縮、作業工程見直しなどがあります。稼働台数の削減には、作業内容やエリアを把握した上での使用機材の間引きなどがあります。

また、計画の作成から実施にあたっては責任者や計画推進の分担、日報などのチェック体制を具体的に定めて、自社の節電計画が推進される【しくみ】をつくりましょう。

### 事業所（通常オフィス）での参考事例

#### ①照明設備関係

- エントランスや使用頻度の低い部屋などの照明の間引き、照度の変更
- 自然の日照をいかして日中は消灯する
- 人感センサーや手動でのON・OFF、スイッチの細分化などによる稼働時間効率化
- LED照明や反射板の利用など設備投資による省エネ化

#### ② パソコン関係

- ディスプレーの輝度設定を下げる
- パソコン本体を省電力設定にする
- 席を立つときや外出するときなど不使用时には電源を切る
- 冷却ファンの清掃、給排気部のスペースを十分にとる
- プリンター使用時にだけ電源を入れる
- サーバーをノート型PCにする（UPS装置が付いているため、停電が起きても稼働できる）

#### ③空調設備関係

- エアコンの設定を28℃にする
- エアコンと換気扇との併用をできるかぎり避ける
- 扇風機の併用により効率をアップする
- 冷房の使用時間カットや空調のゾーニング
- 外気温が適温の場合は外気を取り入れ、冷房を使用しない。
- 空調のメンテナンスや清掃による効率のアップ
- クールビズなど気温にあわせて柔軟かつ長期的に取り入れる
- 日照による温度上昇を留意し遮光カーテンや反射パネルなども活用する

#### ④設備機器関係

- 昼休みや退社時は各機器の電源オフの徹底。
- 冷蔵庫などには蓄冷パネルやナイトカバーを活用する。
- 冷蔵庫や給湯器の出力設定の変更が可能なものは出力をセーブする
- 業務を合理化し設備の稼働時間を短縮する
- 大電力を要する設備については自家発電やインバータの導入なども検討する

- ⑤エレベーターなど、ビル共用部分について
  - 低層階の移動は基本的に階段を用いる
  - オフィスの外でも節電を心がける
  - 管理会社などへも積極的に節電計画の策定・実施を勧める
  
- ⑥節電担当者の任命
  - 節電担当者を設置して節電の徹底を行う。効果の検証と改善を重ねて社内に徹底する
  
- ⑥オフピーク操業の検討
  - ノー残業デー、サマータイムの導入など、労働契約に関わる内容については、手順を踏まえながら労使間で十分に話し合い、検討する
  - 電力使用が集中しない時間帯でのオフピーク操業など作業工程の見直しを図る  
(資料編 表4-1 表4-2 電力ピークと作業メニューの対比表 参照)
  
- ⑦電気の利用契約を見直す
  - 節電のインセンティブを設ける  
(電気料金体系と消費電力は比例しない。同じ消費電力量であっても契約電力の数値によって電気料金が大きく異なる。最大電力需要を抑えることを念頭に置く。)
  - 各企業の実情を勘案した上で電気使用契約の見直しを行う
  - 需給調整契約へ移行する

#### 電気料金シミュレーション

[http://www.tepco.co.jp/life/custom/ratesimu/index-j.html#index\\_td](http://www.tepco.co.jp/life/custom/ratesimu/index-j.html#index_td)

#### 耳より情報3 ビルや工場での節電のノウハウ満載

財団法人省エネルギーセンターではテナントの空調エネルギー推計ツールの無料提供や無料の省エネ診断、技術者の認定など省エネルギーに関する幅広い活動を行っています。ことに同センターが無料で発行している「**工場の省エネルギーガイドブック**」「**ビルの省エネルギーガイドブック**」はぜひご一読下さい。

財団法人省エネルギーセンターのホームページ <http://www.eccj.or.jp/>

#### 耳より情報4

節電効果のある機器や設備の導入についてはESCO事業会社を利用するなどの方法もあります。ESCO事業とは、「省エネルギーを企業活動として行う事業であり、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、お客様の利益と地球環境の保全に資するビジネスです。ESCO事業者は、省エネルギー量の保証により、省エネルギー効果（メリット）からその一部を報酬として受け取ります。」（一般社団法人ESCO推進協議会HPより）

## ステップ5、節電の実施と検証と改善 ⇒ステップ2へ

立案した節電計画が計画どおりに実施されているかを定期的に検証し、新しい工夫や改善を実施しましょう。現在、エネルギー庁や東京都、各自治体や経済団体などからもマニュアルや実施事例が公開されています。

常に情報収集を心がけましょう。本マニュアルの節電行動計画書は自社の実情にあわせて使いやすく柔軟に変更しましょう。

### 耳より情報5 社員に家庭における節電を徹底する

#### (1) 全体として

- ① 不要な照明の消灯など、不必要な電気の使用を止めましょう。
- ② エアコンやテレビ、パソコンなどの家電製品を、「省エネモード設定」にしましょう。出力調整のできるものは弱で運転。
- ③ 家電製品の未使用時には、プラグをコンセントから抜く。

#### (2) エアコン

- ① 冷房の設定温度は28℃に設定温度を1℃あげるだけで5%の節電効果があります。
- ② 扇風機を併用し部屋の大気の循環をすると冷房効率があがります。
- ③ 冷房の室外機の周囲は風とおし良くし、直射日光があたらないように工夫しましょう。
- ④ 窓にはカーテンや遮光パネルをつけましょう。
- ⑤ 吹き抜けのある家では開口部をパーテーションやカーテンで遮断すると冷房効率があがります。また、部屋を限定して冷房を使うのも効果的です。(我が家のクールゾーン)
- ⑥ 外壁や屋根の遮光塗装などで冷暖房効果を高める事ができます。

#### (3) 冷蔵庫

- ① 「設定温度」を調節しましょう。ものを詰め込みすぎない。買い込みすぎない
- ② 冷蔵庫の排熱板と壁面の隙間を大きくとりましょう。
- ③ 冷蔵庫の内壁に蓄冷シートを貼りましょう。
- ④ 省エネ設計の冷蔵庫に変更するのも一つの方法です。

#### (4) 照明

- ① 白熱電球を、電球型蛍光灯やLED電球に積極的に交換しましょう。
- ② スイッチのONOFFやセンサーの導入など必要な時、必要な場所のみ使いましょう。

#### (5) その他の電気製品

- ① 電気ポットの長時間の保温はしない。使用の都度少量を沸かすようにする。
- ② パソコンは本体ディスプレイともに省電モードにしましょう。

#### (6) 創電の工夫

- ① 家庭のガス発電や深夜電力蓄電機、太陽光パネルなどを導入し家庭での創電をはかりましょう

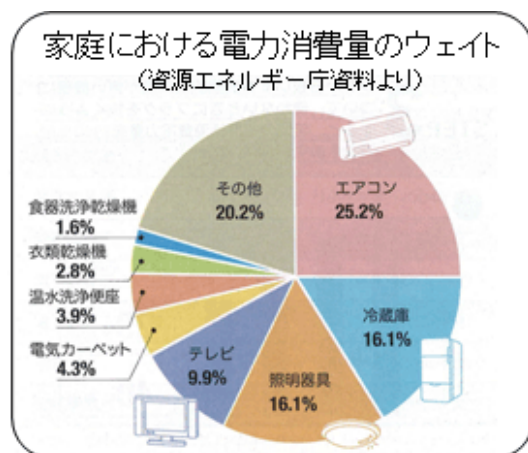
#### (6) その他

- ① お庭にゴーヤーや朝顔などツル課の植物をうえて家屋壁面の遮熱をはかりましょう。
- ② お風呂の残り水や雨水を利用して打ち水をしましょう。

番外編 風鈴をぶらさげる。夏の食材を楽しむ 暑さも風流として楽しみましょう。

節電にあたっては、小さなお子様やお年寄りの健康に負担にならないように心がけましょう。

家庭における節電対策例は一部、東京都 環境局 資料 節電メニュー例 を参考としました。



## 2 生産設備（低圧電力利用者向け）節電のポイントと事例

### 1 生産設備（低圧電力利用者向け）節電のポイント

製造業の消費電力の割合は概ね照明が10%、空調が20%（設備の冷却なども含む）、その他が10%、設備機械が60%といわれ、オフィスと異なり設備機械の占める割合が大きく、生産プロセスについても合理化を重ねてきた企業が多く節電にはオフィスよりも一層の工夫が必要となります。下記に4つのポイントに基づいた事例を紹介します。

#### 生産設備、節電の4つのポイント

ポイント1 生産プロセスの合理化・生産設備利用の最適化

ポイント2 生産設備の保守点検による効率の向上

ポイント3 省エネ・創エネ設備の導入

ポイント4 従業員の協力

#### ポイント1 生産プロセスの合理化・生産設備利用の最適化

##### 事例1 デマンドコントロール（最大電力需要の削減）

デマンドコントローラーの導入をしました。電気使用量が6.7%、電気料金も24.5%削減できました。同時に機器を起動すると最大電力需要が上昇する傾向があるので、起動する際には時間を置くなどの工夫も見られました。空調設備などにインバータ盤も導入し、起動電力を削減することも最大電力需要抑制に効果がありました。

##### 事例2 待機電力が極力発生しないように生産プロセスを見直す

従来から取り組んできた電力消費量削減対策の強化・維持として、エアコン設備の省エネ型への入れ替え・更新。階段・トイレや夕方の空室の節電徹底。生産設備の暖機運転・立上時間の繰り下げの徹底などの方策により、当社環境管理システム（ISO14001）の環境目標である、2007年度比3%削減を維持（5.8%削減実績）できました。また、労働環境の改善（労働時間の効率化・短縮化）による電力・電気使用量削減を特に強化するため、リーダー層の力量強化により、作業品質の向上と作業効率改善を図りました。

##### 事例3 集中生産・工程短縮など効率化

「ものづくり工場として作業ロス、材料ロスをなくすことで環境改善につなげる」ことに目を向けました。生産性の向上＝エネルギー使用量の削減です。同じ設備、同じ作業環境で1時間あたり100個作っていたものを200個作れるようになれば、電気代も半分でまかなえます。不良品発生のは製品に賦課されます。「不良品＝材料ロス、手直しにかかる費用ロス」で環境改善となります。製品1単位あたりの電気代を明らかにするため「**エネルギー使用量／加工高＝原単位指標**」を小さくしてグラフ化し、従業員に目標を周知し一丸となって取り組んでいます。

##### 事例4 負荷に見合った最小電力での運転

電気使用量がわかるメーターを設置し、電気使用状況の把握と管理ができるようにしています。電気消費量の2割を占めるコンプレッサーの運転時間を短縮するため、各機械の圧力設定を変更。6台フル稼働でも足りないと考えていたものが使い方の工夫で半数まで減らすことができ、5ヶ月間の運転時間も前年度比36%削減することができました。

#### ポイント2 生産設備の保守点検による効率の向上

##### 事例1 漏洩補修（空気・蒸気・水など）を行う。

電極の接触不良対策として電極バーとハンガーの間にワンタッチ治具を取り付けて締め付けました。不良品の削減にもつながります。また、大量の水が蒸発飛散する工程を見直し、硬質樹脂製のボールを浮かせることで飛散量を抑制しました。電力削減効果は190円／時間にもなりました。

##### 事例2 保温・断熱・屋上緑化など 空調効果の向上が期待できる

製缶工場にエアコンを導入して作業環境を改善しましたが、同時に電力のデマンドピーク値は倍以上に跳ね上がり、環境負荷をかなりかけることになりました。そこで、少しでも効率的な空調を行う

ために、そして環境負荷を下げるために、スレート屋根と壁に断熱材を貼る工事を自分たちの手でやっていこうと決定。1週間かけ、仕事をしながらの工事でした。その他にも設備の空運転防止や工程ロス削減に取り組み、デマンドピーク値も目標値90kW→実績83kWにまで下げることが成功。使用電力を2/3まで削減することができました。

### 事例3 設備の清掃・メンテナンス 潤滑不足や汚れによる機能低下を避ける

5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）運動と併せて設備の清掃やメンテナンスを毎日行っています。作業効率も上がり、不良品の発生を抑えることや駆動時間の短縮につながっています。新入社員でも30分で備品がどこにあるかわかるよう整理整頓を徹底しています。徹底した5Sは問題を発見するマインドを養うことにもつながり、個々人が主体者となって環境運動を広げています。

### 事例4 受変電設備で力率の改善をし、無効電力を削減する ※特に進相コンデンサの耐用年数には注意

受変電設備内の進相コンデンサを更新し力率を改善しました。無効電力が無くなり、さらに基本料金の削減にも繋がりました。動力を多用する工場での力率改善は効果が大きいと思われます。社内の照明は個別に点灯できるように、それぞれにスイッチを取り付けて、必要な箇所を必要な時のみ点灯できるようにしてあります。小さなことの積み重ねですが、社内の節電意識は徐々に高まっています。

## ポイント3 省エネ・創エネ設備の導入

※各種の省エネ設備補助金や優遇税制、金融上の助成措置などが活用できます。

### 事例1 型式の見直し

事務所では「うちわ」で我慢。しかし工場はそうはいきません。管理の面で温度基準値を設定し徹底。設備面では古いエアコンを買い換えました。その際、費用対効果を緻密に計算しました。COPという変換効率などにより計算し、10年トータルで削減電気代が設備投資額より大きくなるかを確認して導入しました。（※COP値＝冷房能力または暖房能力／消費エネルギー）

### 事例2 コ・ジェネレーションシステムやソーラーパネルなど創エネ機材の導入

県の省エネ事業補助金を活用し、1000万円のヒートレスドライヤを更新。ヒートレスドライヤでは30万円／月の電気料金削減を目指しています。また、新エネルギー国庫支援対策事業補助金を活用し、太陽光発電装置（26kW）を設置しました。最大で蛍光灯600本分に相当する2万6332kWhを発電することができます。

## ポイント4 社員の協力

### 事例1 従業員教育のために同友エコやエコアクション21を活用

経営者が具体的な指示を出すのではなく、同友エコの担当者となった社員が自主的に同友エコに取り組みました。「省エネ対策を各自考えて、実行する」というシンプルな取組みをベースとすることを社内で確認し、まずは個人個人のレベルで冷暖房の温度調整などに取り組みました。「3月は軽油を重点に」「6月は水道を重点に」と、年間で最大の使用量となりそうな項目を月毎の削減目標として掲げました。その甲斐あって当初のCO<sub>2</sub>削減目標を上回る15%の削減につながりました。

### 事例2 社員の気づきを大切にする

マニュアルでは生産に際し、試射出成形を100本行っていました。しかし、検査したところ実際は30本から安定することがわかり、試射出の時間を大幅に減らすことができました。きっかけは社員の気づき。「なぜ、100本も試すのだろうか？」と思ったことでした。

現場に近いほどムダも良く見えます。社員の気づきを引き出しやすいような雰囲気作りも節電につながります。

### 3 相談しよう、活用しよう

#### 1. 相談しよう

省エネルギー対策導入指導事業(省エネ診断)省エネルギーセンター

<http://www.eccj.or.jp/shindan/index.html>

[http://www.eccj.or.jp/office\\_bldg/index.html](http://www.eccj.or.jp/office_bldg/index.html)

省エネルギーのすすめと省エネルギー診断の活用(事例集)

[http://www.eccj.or.jp/audit/fact\\_guide10/factory\\_g.pdf](http://www.eccj.or.jp/audit/fact_guide10/factory_g.pdf)

東京都地球温暖化防止活動推進センター <http://www.tokyo-co2down.jp/>

#### 2. 活用しよう

外部に報告する制度を導入することで、一層の見える化が図られます。

ISO など認証制度の導入

東京都地球温暖化対策報告書制度、CO<sub>2</sub>排出権取引(都内中小クレジット制度)などの導入

同友エコの活用

各種助成金制度の活用(巻末 資料1 参照)

#### 耳より情報5 同友エコとは？

中小企業家同友会で2009年から始まったCO<sub>2</sub>削減の取り組みです。自社の経営指針とリンクさせて環境宣言、環境方針、目標を社内で検討・設定し、それに基づいて環境経営を全社あげて推進しています。また、エントリー企業を対象にした勉強会などに参加しながら、自社における環境経営の取り組みを推進し、企業革新につなげています。応募企業:191社 CO<sub>2</sub>削減量1982トン(09年度実績)

### 4 まとめにかえて ~新たな事業機会を見つけよう~

「企業は社会の公器である」といわれるように、私達は常に社会や環境を深く見つめながら持続可能な企業経営を心がけていかなければなりません。東京中小企業家同友会においても全社一丸をめぐす「経営指針」づくりや環境面における「同友エコ」など地道で自主的な改善の取り組みを長年にわたり重ねてまいりました。

今回の節電という大きな社会的課題は、企業の省エネルギー化を実行に移すまたとないステップボードであり、同時にこうした取り組みと合わせて、省エネに関する新たな事業機会が生れています。社員とともに知恵を絞り、積極的に今回の節電に取り組む事は、省エネの新たな事業機会を考える上でまたとない好機と考えることが大切です。時代の変化を読み「ピンチをチャンスに変え」ていく企業家精神とイノベーションの発揮が求められています。

#### 省エネを追及する中で事業機会を創造した会員企業の取り組み例

『環境経営で企業革新 環境経営先進事例集より発行：中小企業家同友会全国協議会』

##### 事例1 見える化がもたらした開発意欲 (株)ヴィ・クルー

「同友エコ」を通して社員の意識が高まりました。「エコ商品開発」では200Wの水銀灯と同性能のLED街路灯の製品を開発・販売しています。また、「新しい仕事づくり」ではバスのリユース部品販売を全国で行う「Vi-Mall」を普及し、バスの製造メーカーに採用されました。在庫の見える化で、商品やサービスの買い手と新しい仕事づくりに取り組みたいという売り手の想いを結ぶものです。また、電気バスの開発もすすめ、東北大学との産学連携が決定。現在試作が行われています。

##### 事例2 社員を巻き込んだ取り組みが環境を意識した提案へ (株)オンザウェイ

地道な取り組みを社員と共に続けている同社では、本業の面でもいつの間にか環境を意識した提案へとつながっています。「一番ごみになっているのはなんだろうと考える中から生まれたのが、宅配専用BOX「グリーンボックス」です。これまではダンボール箱に緩衝材を詰め発送していましたが、このボックスに変えることでゴミの削減はもちろん返送にも使えてお客様の利便性は増し、作業効率もアップ。コスト削減にもつながりました。また、お客様のもとで眠っている壊れた無線機を回収し、修理して再利用したり、修理用部品として活用する環境保全プロジェクトです。

## 節電行動計画策定企業 認証ステッカー申し込み用紙

我が社は節電行動計画を策定し節電を実行します。

節電対策 簡易マニュアルは東京同友会ホームページより  
**無料でダウンロード**できます。 <http://www.tokyo.doyu.jp/>

**節電行動計画**を策定した皆様に節電行動計画策定の認証ステッカーをお送りします。  
節電行動計画を作成した方は下記申し込みフォームを東京同友会事務局宛てにお送り下さい。折  
り返し節電行動計画ステッカーを無料にてお送りいたします。

### お申し込みフォーム

会社名

は節電行動計画を策定し、節電を実行します。

お名前

役職

住所 〒

電話

F A X

メールアドレス

＝お申し込み・お問い合わせ先＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

### 東京中小企業家同友会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-16 市ヶ谷K Tビル I 3階

TEL 03-3261-7201 FAX 03-3261-7202

<http://www.tokyo.doyu.jp/>

**節電行動計画策定企業に認証ステッカーをプレゼントします。**

## 資料編 節電自主行動計画作成の手順（再確認）

節電自主行動計画のフォーマットは4枚のシートからなります。（資料編 表）

それぞれに記入例とフォーマットを記載しております。

表 1-2 は事業所名、営業形態、操業時間、節電計画の概要 実施体制などを記入します。

表 2-2 は現状の使用電力を把握するためのシートです。

表 3-2 は節電計画を実施した改善後の使用電力を計算するためのシートです。

それに加えて「電力消費のピークと自社の作業メニューの対比表」（表 4-2）があります

（巻末資料としてフォームの記入例と作業シートを掲載してあります。また、入力用フォーマットを東京同友会のホームページよりダウンロードできます。） <http://www.tokyo.doyu.jp/>

節電の目標は各企業で自主的に設定しますが、経済産業省の発表する節電目標を下回る事がないように設定してください。

**※今回の節電自主行動計画表の使用電力計算法はあくまで概算です。詳細の計算にはより複雑なデータ集めと計算式、測定が必要となります。今回は一社でも多くの企業に節電にとりくんでいただくために計算法はあえて簡易なものとしたしました。その点、ご了承下さい。**

**手順1** 社員に節電の実施を宣言し、社員の知恵を集めて節電計画を考えましょう。また実行のための組織と責任者を明確にします。計画内容や実施体制については**節電行動計画**（表 1-2）に記入します。

**手順2** 自社の各機材の消費電力を洗い出し、**節電行動計画 節電対策前の使用電力**（表 2-2）に入力していきます。これで自社の消費電力が把握できます。こうすることで削減するポイントを具体的に理解する事ができます。また、昨年の検針票や東京電力のホームページなどから自社の昨年の使用電力なども把握しておきましょう。

**手順3** 節電対策前の使用電力をじっくりと見直しながら節電の計画を考えます。この際に重要なのは消費電力の集中する14時をピークとした9時から20時の時間帯の消費電力を下げる工夫を考える事です。「電力消費のピークと自社の作業メニューの対比表」（表 4-2）を活用して工程や作業メニューの見直しを行ってください。

**手順4** 社内での討議や検証した内容を踏まえ、改善計画を立て、改善計画を反映した使用電力の数値を**節電行動計画 節電対策後の使用電力**（表 3-2）に入力していきます。HPよりダウンロードしたファイルには式を入力していますので、**節電対策前の使用電力**（表 2）と比較した削減量とパーセントが図表の最下部に表示されます。

**手順5** 出来上がった節電自主行動計画をもとに実行と検証を重ねて節電を実行します。また、東京同友会より節電自主行動計画を策定した企業には節電実施中のステッカーをプレゼントさせていただきます。前ページの申し込みフォームに必要事項をご記入の上東京中小企業家同友会同友会までお送りください。（メール・FAX・郵送などでお受けしています）

記入例

## 節電行動計画

表1-1

事業所名	東京節電商事 株式会社		
事業所の営業形態	一般オフィス・事務・編集作業など		
操業時間	9:00	～	18:00
契約電力	kW		
昨年の使用電力(一日あたり)	258	kWh	
節電後の使用電力(一日あたり)	169	kWh	
節電目標	昨年夏ピーク比	25	% 減少

← 仕込みや片付けの時間なども含まます

← ※左記の契約電力は高圧契約の方のみ記入

一カ月で	5160	kWh
一カ月で	3380	kWh

### 節電計画概要

- 照明設備の稼働時間を節減
- 執務スペースに作業を集中し作業・会議室は終日消灯を原則
- トイレ・休憩室・エントランスも必要時のみ点灯
- パソコンやコピーの不使用时の電源をオフ 稼働時間の削減
- クールビズの早期実施・期間延長
- 残業を減らす。残業の場合は最小限の設備でおこなう
- 空調設備28℃設定 扇風機を併用
- 冷蔵庫・温冷給水機は出力を弱設定

#### 今後の課題として

- 照明設備の間引き及びLED化
- 常時使用しないスペースの照明などのセンサー化

↑ 節電に当たって御社で取り組む内容を記載してください。また、現在検討中の内容についても可能であればご記載ください。

### 節電担当者・実施体制

総責任者	東京太朗(社長)	営業部	鈴木一郎	(部長)
		総務課	佐藤二郎	(専務)
		社内広報	東京花子	(担当)

※毎週金曜日に節電行動計画の検証会議を実施

↑ 節電に取り組むに当たって「総責任者」および「担当者」を設けてください。また、検証会議などを行う際にはその旨もご記載ください。



記入例		節電対策前の使用電力（現状の使用電力を記入）					表2-1
	設備名	電力(W)		稼働時間	台数	電力量(kwh)	備考
照明設備関係	蛍光灯 執務室	40	×	7	×	50 =	14
	蛍光灯 会議室	40	×	5	×	30 =	6
	蛍光灯 その他	40	×	7	×	10 =	2.8
	間接照明	80	×	8	×	10 =	6.4
			×		×	=	0
			×		×	=	0
			×		×	=	0

設備機器	デスクトップPC	163	×	8	×	12 =	15.648
	ノート型	60	×	8	×	3 =	1.44
	プリンター	500	×	2	×	1 =	1
	コピー・複合機	1000	×	3	×	1 =	3
	コピー・待機電力	60	×	5	×	1 =	0.3
	サーバー	250	×	24	×	2 =	12
			×		×	=	0
			×		×	=	0

設備名とその設備の消費電力、およその稼働時間（単位：時間）、稼働台数をご記入ください。  
 コピー機のように常時稼働しないものについては「稼働時」「待機時」に分けるとよいかもしれません。  
 消費電力についてはメーカーHPなどをもとにご記入ください。

空調関連	冷房(執務室)	400	×	8	×	50 =	160
	冷房(会議室)	400	×	4	×	30 =	48
	26度設定		×		×	=	0
			×		×	=	0
			×		×	=	0

その他	温冷水機	500	×	8	×	1 =	4
			×		×	=	0
			×		×	=	0

合計 274.588 kWh

※自家発電などもちいている場合については上記合計値から自家発電の分を引いてください。

	機材名	発電力		稼働時間	台数		発電量(kWh)
修正値	なし		×		×	=	0
修正値	なし		×		×	=	0

自家発電を行っている場合、上の欄に発電量を記入してください。  
 (消費電力から減じた数字が右側に出てきます。)

合計 0 kWh

上記の集計から気付いた節電のポイント

- 冷房・空調をつかいすぎているので重点的に節電モードに
- 不要不急の照明については消灯を原則とする
- すべての機器がつけっぱなし、この点を徹底して節電教育しあらためる

節電対策前の使用電力（現状の使用電力を記入）							表2-2	
	設備名	電力(W)		稼働時間	台数		電力量(kwh)	備考
照明設備関係			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

設備機器			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

空調関連			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

その他			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

合計 \_\_\_\_\_ kWh

※自家発電などを持ちている場合については上記合計値から自家発電の分を引いてください。

	機材名	発電力	稼働時間	台数		発電量(kWh)
修正値			×	×	=	
修正値			×	×	=	

合計 \_\_\_\_\_ kWh

上記の集計から気付いた節電のポイント

記入例

青塗りは変更点

表3-1

節電対策後の使用電力（改善後の数値を記入）										
	設備名	電力(W)		稼働時間		台数		電力量(kwh)	備考	
照明設備関係	蛍光灯 執務室	40	×	6	×	50	=	12	稼働時間カット	
	蛍光灯 会議室	40	×	3	×	30	=	3.6	稼働時間カット	
	蛍光灯 その他	40	×	0	×	10	=	0	終日不使用	
	間接照明	80	×	2	×	2	=	0.32	間引き使用	
				×				=	0	
設備機器	デスクトップPC	163	×	7	×	9	=	10.269	ノート型を使用	
	ノート型	60	×	7	×	3	=	1.26		
	プリンター	500	×	2	×	1	=	1		
	コピー・複合機	1000	×	3	×	1	=	3		
	コピー・待機電力	60	×	5	×	1	=	0.3		
	サーバー	250	×	24	×	2	=	12		
				×				=	0	
				×				=	0	
				×				=	0	
				×				=	0	
空調関連	冷房(執務)	360	×	7	×	50	=	126	設定温度変更	
	冷房(会議室)	360	×	2	×	30	=	21.6	稼働時間カット	
	温度設定28℃		×		×		=			
	扇風機	40	×	8	×	3	=	0.96	追加設備	
				×				=	0	
その他	冷温水機	500	×	2	×	1	=	1	稼働時間カット	
			×		×		=	0		
			×		×		=	0		

これまでのステップを通して気づいた節電のポイントをもとに、改善計画を記載します。  
消費電力 稼働時間 台数を変更することで消費電力を減らすことができます。備考欄には具体的に何を行うかご記入ください。

合計 193.309 kWh

※自家発電などをもちている場合については上記合計値から自家発電の分を引いてください。

	機材名	発電力		稼働時間		台数		発電量(kWh)
修正値			×		×		=	0
修正値			×		×		=	0

ここまで入力していただくと、対策前の消費電力から何%削減できたかが、ここに表示されます。

合計 0 kWh

昨年度夏季ピーク時より	81.279	kwh	削減で	30%	削減を達成！！
-------------	--------	-----	-----	-----	---------

表3-2

**節電対策後の使用電力（改善後の数値を記入）**

	設備名	電力(W)		稼働時間	台数		電力量(kwh)	備考
照明設備関係			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

設備機器			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

空調関連			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

その他			×		×	=		
			×		×	=		
			×		×	=		

合計 \_\_\_\_\_ kWh

※自家発電などをもちいている場合については上記合計値から自家発電の分を引いてください。

	機材名	発電力		稼働時間	台数		発電量(kWh)
修正値			×		×	=	
修正値			×		×	=	

合計 \_\_\_\_\_ kWh

昨年度夏季ピーク時より		kwh	削減で	%	削減を 達成！！
-------------	--	-----	-----	---	-------------





## 中小企業向け節電対策・温暖化対策 関連補助金支援策一覧

※資料

実施主体	名称	内容	問い合わせ先
国	<b>震災・電力需給対策に係る中小機構の高度化貸付の拡充措置</b>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）は、都道府県と協調して行っている施設・設備資金の貸付（高度化貸付）について、今般の震災対策及び電力需給対策として、貸付条件の緩和等の拡充措置を講じます</p> <p>1.震災対策 震災で被害を受けた中小企業が一体となって復興に取り組む場合、中小企業支援機関（都道府県の第3セクターなど）を通じて、施設・設備資金を貸し付ける制度を新設します。これらの事業はそれぞれ平成23年度1次補正予算で措置された施設・設備の復旧に対する補助金等（165億円）とあわせて活用されるものです。</p> <p>(1)対象事業 ①中小企業等のグループが、復興事業計画の認定（※）を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合 （※）平成23年度1次補正予算で措置された中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る復興事業計画について県の認定を受けているもの。当該認定を受けた場合、施設等の復旧に必要な経費のうち国が1/2、県が1/4を補助します。 ②中小機構が整備する仮設店舗・仮設工場（※）に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合 （※）中小機構が仮設店舗・仮設工場を整備し、市町村を通じて中小企業に原則無料で貸し出します。 ③商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合 （※）商工会・商工会議所の施設等の復旧に必要な経費のうち、国が1/2を補助します。</p> <p>なお、被災中小企業組合向けの既存の高度化貸付制度についても、同様に、以下のとおり貸付条件を拡充します。</p> <p>(2)貸付条件 ・金利：無利子 ・貸付期間：20年以内（据置期間5年以内） ・自己負担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額 （都道府県は貸付対象経費の1%又は100万円のいずれか低い額を負担） ・担保等：担保及び連帯保証</p> <p>2.電力需給対策 中小企業組合や組合員に対して、省エネ・新エネ・自家発電等の設備導入資金を貸し付ける制度を新設します。</p> <p>(1)対象事業 ①中小企業組合の組合員が、高度化貸付事業（工場団地や商店街整備等）に伴って省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合、又は組合が設備を導入して組合員にリースする場合 ②中小企業組合が、省エネ・新エネ・自家発電等の共同設備を導入する場合</p> <p>(2)貸付条件 ・金利：1.05%（平成23年度の場合） ・貸付期間：20年以内（据置期間5年以内） ・自己負担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額 （都道府県は貸付対象経費の1%又は100万円のいずれか低い額を負担） ・担保等：担保及び連帯保証 (3)その他 ・実施期間は平成26年3月末までとします。</p>	<p>中小企業庁 経営支援部 経営支援課 電話：03-3501-1511（内線5331） 電話：03-3501-1763（直通）</p>
	<b>地球温暖化対策技術開発事業（エネ特会事業）</b>	<p>対象：中小企業者</p> <p>これから低炭素型設備を導入する中小企業者の方々に、当該設備の導入・稼働によるCO2の排出削減見込量に応じた助成金を支給します。</p>	<p>一般社団法人低炭素投資促進機構 グリーン投資促進事業部 TEL: 03-6280-5798、FAX: 03-6280-5796 Email: green@teitanso.or.jp</p>
	<b>国内クレジット制度（ソフト支援事業）</b>	<p>対象：自主行動計画に参加していない中小企業など</p> <p>内容：大企業等の技術・資金などを提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取り組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画の目標達成のために活用する仕組みです。中小企業などは、大企業等の支援により排出量を削減し、削減分を国内クレジットとして売却できます</p>	<p>経済産業省産業技術環境局 環境経済室 ☎ 03-3501-1511</p> <p>国内クレジット推進協議会事務局（財団法人日本経済研究所内） 03-5280-6273 <a href="http://www.jcdm.org/">http://www.jcdm.org/</a></p> <p>国内クレジット制度に関するヘルプデスク（株式会社日本総合研究所） 03-3288-4766 <a href="http://www.jcdm.jp/">http://www.jcdm.jp/</a></p>

	<p><b>新エネ・省エネ設備導入支援</b></p>	<p>対象：中小企業者など</p> <p>内容：  (1)太陽光発電、風力発電などの先進的な新エネルギーなど利用設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助(1/3)します。特に、中小・小規模企業への新エネルギーの普及を拡大するため、対象設備にかかる要件緩和を引き続き実施します。  (2)中小企業を含む事業者が計画した省エネルギー取り組みのうち「技術」「普及性」「省エネ効果」「費用対効果」が高いと認められる設備について、補助(1/3)します。また、省エネ設備/機器などを導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資を行います。  (3)エネルギー供給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)の対象設備を取得し、その後1年以内に事業のように供した場合次のいずれかを選択できます。  (ただし、税額控除の摘要は中小企業者等に限りです)(適用期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日まで)</p> <p>①基準取得価額の7%相当額の税額控除  ②普通償却に加えて基準所得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却(平成23年3月31日までの間に取得等する設備については初年度即時償却が適用できます。)</p>	<p>資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 03-3501-4031</p> <p>資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 03-3501-9726</p>
	<p><b>地球温暖化対策報告書制度</b></p>	<p>都内すべての中小規模事業所に置いて、簡単にCO2の排出量を把握でき、具体的な省エネ対策に取り組むことができるよう、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策などの実施状況を任意※1に東京都へ報告することができる</p> <p>※同一事業者の事業所等のエネルギー使用量を合算して3,000kL以上になると、報告が義務となります。</p> <p>支援策：  ①「無料省エネ診断」で省エネサポート  ②中小企業向け事業税減免制度  ③中小企業向け設備リース事業  ④中小企業制度融資による低利融資事業</p>	<p>地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク 東京都地球温暖化防止活動推進センター内 03-5388-3408</p>
	<p><b>省エネルギー対策導入促進事業</b></p>	<p>対象：中小企業など</p> <p>内容：  エネルギー消費の約半分を占める産業部門や、近年、エネルギー消費の伸びが著しいオフィスビルなどの業務部門におけるエネルギー管理の強化を図るため、エネルギー消費量を「見える化」する簡易BEMSなどの計測監視システムの導入にかかる費用の一部を補助(1/2)します。さらに、工場・事業場などにおける省エネ技術・設備の導入可能性に関する診断事業、説明会の開催などを実施します。</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 03-3501-9726</p>
<p>東京都</p>	<p><b>省エネルギー診断</b></p>	<p>対象者：以下のすべての条件に該当すること</p> <p>(1)東京都内の事業所であること  (2)東京都環境確保条例施行規則第5条の6に定める「温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所(燃料、熱、電気の年間(前年度)使用量が原油換算で1500kL以上の事業所)」に該当しないこと  (3)主たる出資者若しくは出えん者が国、地方公共団体でないこと。(主たるとは、20%以上を指す)  (4)省エネにかかる診断支援事業による省エネ効果が見込めること。  (ア)エネルギー使用量が概ね原油換算で15kL以上(イ)過去三年以内に省エネにかかる診断を受診していないこと(ウ)テナントは要相談  (5)同一事業所が同じ年度に、「中小規模事業所における省エネルギー運用改善技術支援事業」に申し込んでいないこと。</p> <p>各々の事業所にあった省エネ対策の提案や運用改善について無料で支援する</p>	<p>財団法人 東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター 03-5388-3408</p>
	<p><b>東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト</b></p>	<p>省エネルギー診断等に基づき、都内の中小規模事業所で高効率な省エネルギー設備を導入する場合に、発生するCO2削減量をクレジット化する権利を都へ無償譲渡することを条件に、その費用について助成を行う事業です。  都は助成後も、対象事業所の省エネルギー設備導入効果を分析・検証を行いながら、削減量のクレジット化を行い、実証結果の公表・周知を図ることにより、地球温暖化対策報告書制度や排出量取引制度等の新たな制度を有効に機能させていきます。</p> <p>※本プロジェクトにおける「中小規模事業所」とは、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所等又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいいます。ただし、環境確保条例第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等は除きます。</p>	<p>東京都地球温暖化防止活動推進センター 03-5388-3408</p>

東京都	<p><b>中小企業者向け省エネ促進税制(法人事業税・個人事業税の減免)</b></p>	<p>対象者:「地球温暖化対策報告書」などを提出した中小企業者(資本金の額が1億円以下の法人、個人事業者など)</p> <p>内容:中小企業者の省エネルギー設備等の取得を税制面から支援          ◆対象設備は次の要件を満たす物          ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所に置いて取得されたもの          ②省エネルギー設備(空調設備、照明設備、小型ボイラー設備)及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定したもの。          ◆設備の所得価額(上限2千万円)の2分の1を取得年度の税制から減免。但当期税額の2分の1を限度(減免しきれなかった額は翌年度の税額から減免可)</p>	<p>東京都主税局課税部          法人課税指導課・課税指導課          (法人事業税)03-5388-2963          (個人事業税)03-5388-2969</p> <p>環境局の省エネ導入推奨機器について          東京都地球温暖化防止活動推進センター          03-5388-3408</p> <p>ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー類の認定基準について          東京都環境局環境改善部大気保全課          03-5388-3493</p>
	<p><b>中小企業設備リース</b></p>	<p>対象者:中小企業者</p> <p>内容:          地球温暖化防止に有効な設備を低廉な価格でリースする。          対象設備:環境局が導入推奨機器として指定した機器、クール・ネット東京の省エネ診断に基づく設備など</p>	<p>財団法人東京中小企業振興公社 設備リース課          03-5822-9031  <a href="http://www.tokyo-kosha.or.jp/">http://www.tokyo-kosha.or.jp/</a></p>
	<p><b>産業力強化融資</b></p>	<p>対象:中小企業者または組合で、次の条件をすべて満たすこと          ◆都内に事業所【住居】があり、保証協会の保証対象業種を営んでいること(但、一定の業歴要件が必要となる場合があります)          ◆法人税(個人については所得税)または事業税を納付していること(但、深刻を以て、課税額がない場合などは融資対象となります)          ◆認可、許可、登録、届出などが必要な業種にあっては、当該許認可などを受けていること</p> <p>東京都の指定する省エネルギーに関する診断を受けた事業者が、診断に基づき設備投資・改善などを図るための資金を融資する。</p>	<p>東京都産業労働局          金融部金融課          03-5320-4877  <a href="http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/">http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/</a></p>
	<p><b>地球温暖化対策報告書制度</b></p>	<p>都内すべての中小規模事業所に置いて、簡単にCO2の排出量を把握でき、具体的な省エネ対策に取り組むことができるよう、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策などの実施状況を任意※1に東京都へ報告することができる</p> <p>※同一事業者の事業所等のエネルギー使用量を合算して3,000kL以上になると、報告が義務となります。</p> <p>支援策として、①無料省エネ診断」で省エネサポート ②中小企業向け事業税減免制度 ③中小企業向け設備リース事業 ④中小企業制度融資による低利融資事業</p>	<p>地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク          東京都地球温暖化防止活動推進センター内          03-5388-3408</p>
	<p><b>街かど緑化支援</b></p>	<p>助成対象となる緑化事業:          次の条件をすべて満たすものを、本年度の助成対象とします。</p> <p>対象施設が、東京都内の都市計画法第7条に基づく市街化区域に立地すること          次のaからcのいずれかに該当する緑化工事であること          公道に面したあるいは、公道から見える緑化          公開空地など、制度的に公開を義務付けられた区域の緑化          敷地内や人工地盤上であって、開放されている区域の緑化          平成22年度中に事業が完了するもの(平成23年3月4日までに書類が提出できること)          原則として、区市町村の助成など、他の助成制度の適用を受けていないもの、あるいは受ける予定のないもの</p> <p>※緑化工事には地上部のほか、壁面、人工地盤(屋上など)の緑化も含まれます。</p> <p>助成額:          対象となる緑化工事費のうち、助成対象となる工種及び資材費の2分の1とし、金額の上限は200万円とします。</p>	<p>公益財団法人東京都公園協会          公園事業部 公益事業推進課 緑の基金担当          TEL 03-3232-3099</p>
<p><b>各区市町村</b></p>	<p>各自自治体にお問合せください</p>		





発行 東京中小企業家同友会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-16

電話 03-3261-7202 F A X 03-3261-7202

東京同友会 ホームページ <http://www.tokyo.doyu.jp/>

東京同友会 Eメール [info@tokyo.doyu.jp](mailto:info@tokyo.doyu.jp)